

平成十六年法務省令第十三号

弁護士となる資格に係る認定の手續等に関する規則
 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第五条の二第一項、第五条の三第一項及び第二項、第五條の四第二項並びに第五條の七の規定に基づき、弁護士となる資格に係る認定の手續等に関する規則を次のように定める。

（研修を実施する法人）

第一条 弁護士法（以下「法」という。）第五条の法務省令で定める法人は、日本弁護士連合会とする。

（研修の指定）

第二条 第五条の規定による研修の指定は、前条に規定する法人の申請により行う。

2 前項の申請を行うとする者は、法第五条の四第一項に規定する基準に適合する研修の日程及び内容その他研修の実施に関する計画を記載した書類を添えて、申請書を法務大臣に提出しなければならぬ。

（裁判手續に類する手續等）

第三条 法第五条第二号イ（2）の法務省令で定める手續は、次の各号に掲げる手續とする。

一 海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）に定める海難審判所の審判の手續
 二 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）に定める中央労働委員会又は都道府県労働委員会の審問の手續
 三 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）に定める収用委員会の裁決手續
 四 公害紛争処理法（昭和四十五年法律第八十号）に定める公害等調整委員会の裁定委員会の裁定の手續

五 行政庁の処分（行政手續法（平成五年法律第八十八号）第二条第一項の「処分」という。）その他公権力の行使に対する審査請求、再調査の請求及び再審査請求その他の不服の申立てに対する行政庁の手續（不服の申立てを受けた行政庁から付議され又は諮問された審議会等における審議の手續を含む。）
 六 外国における裁判手續又は前各号に掲げる手續に相当する手續
 七 仲裁手續

2 法第五条第二号ロ（3）の法務省令で定める手續は、次の各号に掲げる手續とする。
 一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に定める国地方係争処理委員会又は自治紛争処理委員の審査の手續
 二 地方自治法に定める選挙管理委員会の署名簿の署名に関する異議又は審査の手續
 三 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）に定める選挙管理委員会の選挙の効力に関する異議又は審査の手續
 四 破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）に定める公安審査委員会の破壊的団体の規制の手續
 五 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第百四十七号）に定める公安審査委員会の規制措置の手續
 六 前項第一号から第五号まで及び第七号の手續

3 法第五条第二号ロ（3）の法務省令で定める者は、次の各号に掲げる手續における、次の各号に掲げる者をいう。
 一 前項第一号の手續 国地方係争処理委員会の委員又は自治紛争処理委員
 二 前項第二号及び第三号の手續 選挙管理委員会の委員
 三 前項第四号及び第五号の手續 公安審査委員会の委員長又は委員
 四 第一項第一号の手續 海難審判所の審判官
 五 第一項第二号の手續 中央労働委員会又は都道府県労働委員会の委員
 六 第一項第三号の手續 収用委員会の委員
 七 第一項第四号の手續 裁定委員会の裁定委員

八 第一項第五号の手續 審査請求、再調査の請求及び再審査請求その他の不服の申立てについて、裁決及び決定その他の処分に係る事務を行う者（不服の申立てを受けた行政庁から付議され又は諮問された審議会等の委員長及び委員を含む。）
 九 第一項第七号の手續 仲裁人

（認定申請書の記載事項等）

第四条 法第五条の二第一項の法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 氏名、性別、生年月日、本籍（外国人にあっては、国籍）及び住所
 二 司法修習生となる資格を取得した年月日又は検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第十八条第三項の考試を経た年月日
 三 法第五条第一号若しくは第三号の職に在った期間又は同条第二号の職務に従事した期間及び同号の職務の内容。ただし、弁護士法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九号）以下「弁護士法一部改正法」という。）附則第三条第二項の規定により法第五条から第五條の六までの規定の例によるものとして申請する場合には平成二十年三月三十一日までに弁護士法一部改正法による改正前の弁護士法第六條第一項第二号に規定する職に在った期間、弁護士法一部改正法附則第三条第三項の規定の適用を受けるものとして申請する場合には平成十六年四月一日前に同法による改正前の弁護士法第六條第一項第二号に規定する職に在った期間及び同日から平成二十年三月三十一日までの間にこれに相当する職に在った期間

2 法第五条の二第一項の認定申請書（以下「認定申請書」という。）の様式は、別記様式によるものとする。
 （認定申請書の添付書類）
 第五条 法第五条の二第二項の法務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 一 司法修習生となる資格を取得したことを証する書類又は検察庁法第十八条第三項の考試を経たことを証する書類
 二 履歴書
 三 戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載された住民票の写し（外国人にあっては、旅券、在留カード、特別永住者証明書その他の身分を証する書類の写し）
 四 法第五条第一号若しくは第三号の職に在った期間又は同条第二号の職務に従事した期間及び同号の職務の内容を証する書類。ただし、弁護士法一部改正法附則第三条第二項の規定により法第五条から第五條の六までの規定の例によるものとして申請する場合には平成二十年三月三十一日までに弁護士法一部改正法による改正前の弁護士法第六條第一項第二号に規定する職に在った期間を証する書類、弁護士法一部改正法附則第三条第三項の規定の適用を受けるものとして申請する場合には平成十六年四月一日前に同法による改正前の弁護士法第六條第一項第二号に規定する職に在った期間及び同日から平成二十年三月三十一日までの間にこれに相当する職に在った期間を証する書類
 五 その他参考となるべき書類

第六条 法第五条の二第三項の手数料は、認定申請書に手数料の額に相当する額の収入印紙を貼って納めなければならない。
 第七条 法第五条の三第二項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。
 （研修の履修の状況についての報告の方法）

一 法第五条の研修（以下「研修」という。）を受けた申請者（以下この条において「申請者」という。）の氏名及び生年月日
 二 申請者が受けた研修の日程及び内容
 三 申請者が研修における出席状況及び受講態度
 四 申請者が研修の課程を修了したと法務大臣が認めてよいかどうかについての意見
 五 その他参考となる事項

(認定を受けた者の公告)
 第八条 法務大臣は、法第五条の認定（以下「認定」という。）をしたときは、認定を受けた者の氏名を官報で公告する。

(認定の申請前の予備審査)

第九条 認定の申請をしようとする者は、その申請の前に、認定申請書及びその添付書類に準じた書類を法務大臣に提出して、予備審査を求めることができる。

附則

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成十六年三月三十一日法務省令第二五号）

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成十八年五月三〇日法務省令第六一号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年九月二十九日法務省令第五四号）

(施行期日)

1 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日前にこの省令による改正前の弁護士となる資格に係る認定の手続等に関する規則（次項において「旧規則」という。）第三条第一項第二号又は同項第三号に規定する手続に従事した期間については、弁護士となる資格に係る認定の手続等に関する規則及び弁護士となる資格に係る認定の手続等に関する規則の一部を改正する省令（平成二十七年法務省令第九号）第二条による改正後の弁護士となる資格に係る認定の手続等に関する規則（次項において「新規則」という。）第三条第一項第一号又は同項第二号に規定する手続に従事した期間とみなす。

3 この省令の施行の日前に旧規則第三条第三項第五号の審判官又は同項第六号の委員の職務に従事した期間については、新規則第三条第三項第四号の審判官又は同項第五号の委員の職務に従事した期間とみなす。

附則（平成二十三年二月二日法務省令第三九号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年一月七日から施行する。

附則（平成二十三年二月二六日法務省令第四三三号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、改正法施行日（平成二十四年七月九日）から施行する。

(第三条の規定による戸籍法施行規則の一部改正等に伴う経過措置)

第二十四条 第三条、第四条及び第七号から第十号までの規定による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、中長期在留者が所持する登録証明書は在留カードとみなし、特別永住者が所持する登録証明書は特別永住者証明書とみなす。

一から三まで 略

四 弁護士となる資格に係る認定の手続等に関する規則第五条第三号
 2 前項の規定により登録証明書が在留カードとみなされる期間は改正法附則第十五条第二項各号に定める期間とし、特別永住者証明書とみなされる期間は改正法附則第二十八条第二項各号に定める期間とする。

附則（平成二十七年三月二七日法務省令第九号）

(施行期日等)

1 この省令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百号。以下「独占禁止法一部改正法」という。）の施行の日から施行し、第一条の規定による改正後の弁護士となる資格に係る認定の手続等に関する規則の規定は、消費者庁及び

消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十一年法律第四十九号。以下「整備法」という。）の施行の日から適用する。

(整備法の施行に伴う経過措置)

2 整備法第十二条の規定による改正前の不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三十四号）において準用する独占禁止法一部改正法による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）に定める公正取引委員会の審判手続（整備法附則第六条第三項ただし書及び同条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）は、弁護士法第五条第二号イ（2）及び同号ロ（3）の法務省令で定める手続とみなす。

3 前項に規定する審判手続における公正取引委員会の委員長、委員又は審判官は、弁護士法第五条第二号ロ（3）の法務省令で定める者とみなす。

(独占禁止法一部改正法の施行に伴う経過措置)

4 第二条による改正前の弁護士となる資格に係る認定の手続等に関する規則第三条第一項第一号に規定する審判手続（独占禁止法一部改正法附則第二条から第四条まで、第十九条及び第二十一条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）は、弁護士法第五条第二号イ（2）及び同号ロ（3）の法務省令で定める手続とみなす。

5 前項に規定する審判手続における公正取引委員会の委員長、委員又は審判官は、弁護士法第五条第二号ロ（3）の法務省令で定める者とみなす。

附則（平成二十八年三月二四日法務省令第二一号）

(施行期日)

1 この省令は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正前の弁護士となる資格に係る認定の手続等に関する規則第三条第一項第五号及び第三項第八号に規定する異議申立て（行政不服審査法附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）に対する行政庁の手続は、弁護士法第五条第二号イ（2）及び同号ロ（3）の法務省令で定める手続とみなす。

3 前項に規定する手続における異議申立てについて決定その他の処分に係る事務を行う者（不服弁護士法第五条第二号ロ（3）の法務省令で定める者）とみなす。

附則（令和元年六月二八日法務省令第八号）

この省令は、令和元年七月一日から施行する。

附則（令和三年三月二四日法務省令第一三三号）

この省令は、令和三年三月三十一日から施行する。

(第1面)

別記様式（第4条関係）

認定申請書			写真 (4cm×3cm) 申請前6か月以内に撮影したものであること。
法務大臣殿			
(ふりがな) 氏名			
生年月日		年 月 日	
本籍 (外国人にあつては国籍)		性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
住所 (〒)		取入印紙	
電話番号 F A X			
〒			
〒			
弁護士となる資格の認定を受けるための要件 ※該当するものはすべて記載してください。			
<input type="checkbox"/> 司法試験 年 月 日合格		<input type="checkbox"/> 検察官特別考試 年 月 日合格	
在った職又は従事した職務		在職期間又は職務に従事した期間	
法第5条第1号 (簡易裁判所判事等)		年 月 在職期間等については別紙1に記載のとおり	
法第5条第2号イ (企業法務の担当者等)		年 月 職務に従事した期間及び職務の内容については別紙2に記載のとおり	
法第5条第2号ロ (公務員)		年 月 職務に従事した期間及び職務の内容については別紙3に記載のとおり	
法第5条第3号 (考試を経た検察官)		年 月 在職期間等については別紙4に記載のとおり	
<input type="checkbox"/> 弁護士法の一部を改正する法律(平成16年法律第9号)別記第5条第3項の規定の適用を受ける場合 (大学の教授・准教授)		年 月 在職期間等については別紙5に記載のとおり	
<input type="checkbox"/> 弁護士法の一部を改正する法律(平成16年法律第9号)別記第5条第4項の規定の適用を受ける場合 (大学の教授・准教授)		年 月 在職期間等については別紙6に記載のとおり	
私は、上記の事実を基礎として、弁護士法第5条の規定による認定を受けたので、弁護士となる資格に係る認定の手続等に関する規則に定める書類を添えて申請します。なお、添える書類の写しは、原本と相違ありません。			
年 月 日 (記名)			担当官

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

(第2面)

(別紙1)
法第5条第1号に規定する職(簡易裁判所判事等)に在った場合
(在職期間が連続しない場合は、在職期間ごとに項を分けて記載してください。)

1	<input type="checkbox"/> 簡易裁判所判事 <input type="checkbox"/> 検察官 <input type="checkbox"/> 裁判所調査官 <input type="checkbox"/> 裁判所事務官 <input type="checkbox"/> 法務事務官 <input type="checkbox"/> 司法研修所の教官 <input type="checkbox"/> 裁判所職員総合研修所の教官 <input type="checkbox"/> 法務総合研究所の教官 <input type="checkbox"/> 衆議院議員 <input type="checkbox"/> 参議院議員 <input type="checkbox"/> 衆議院法制局参事 <input type="checkbox"/> 参議院法制局参事 <input type="checkbox"/> 内閣法制局参事官 <input type="checkbox"/> 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学で法学を研究する大学院の置かれているもの法律学を研究する学部、専攻科又は大学院における法律学の教授又は准教授	在職した職の種類
	年 月 日 ~ 年 月 日	在 職 期 間
	(〒) 名 称 官職及び所属部署	簡易裁判所判事、 検察官、裁判所調査官、 裁判所事務官、 司法研修所の教官、 裁判所職員総合研修所の教官、 衆議院法制局参事官、 参議院法制局参事官、 内閣法制局参事官の職に在った者である場合
	(〒) 名 称 官職及び所属部署	在職した官公署の所在地及び名称並びに申請者の官職及び所属部署
	(〒) 名 称 官職及び所属部署	衆議院議員又は参議院議員の職に在った者である場合
	衆議院議員 <input type="checkbox"/> 参議院議員 <input type="checkbox"/>	衆議院議員・参議院議員の別
	選挙区	選挙区
	(〒) 大学の名称 学部等 <input type="checkbox"/> 教授 <input type="checkbox"/> 准教授	学校教育法による大学で法学を研究する大学院の置かれているもの法律学を研究する学部、専攻科又は大学院における法律学の教授又は准教授の職に在った者である場合
	申請者が在職した大学院の名称及び名称並びにその開設する主たる授業科目	申請者が在職した大学院における法律学を研究する大学院の所在地及び名称並びにその開設する主たる授業科目
	<input type="checkbox"/> 別紙記載のとおり	
	申請者が在職した学部、専攻科又は大学院が開設する主たる授業科目	申請者が在職した学部、専攻科又は大学院が開設する主たる授業科目
	<input type="checkbox"/> 別紙記載のとおり	

	申請者の専攻分野・科目	
	在職した学部、専攻科又は大学院における申請者の職務内容(担当した授業科目の名称、内容等)	<input type="checkbox"/> 別紙記載のとおり
	付記事項(申請者の研究業績等)	<input type="checkbox"/> 別紙記載のとおり
2	在職した職の種別	<input type="checkbox"/> 簡易裁判所判事 <input type="checkbox"/> 検察官 <input type="checkbox"/> 裁判所調査官 <input type="checkbox"/> 裁判所事務官 <input type="checkbox"/> 法務事務官 <input type="checkbox"/> 司法研修所の教官 <input type="checkbox"/> 裁判所職員総合研修所の教官 <input type="checkbox"/> 法務総合研究所の教官 <input type="checkbox"/> 衆議院議員 <input type="checkbox"/> 参議院議員 <input type="checkbox"/> 衆議院法制局参事 <input type="checkbox"/> 参議院法制局参事 <input type="checkbox"/> 内閣法制局参事 <input type="checkbox"/> 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学で法律学を研究する大学院の置かれているものの法律学を研究する学部、専攻科又は大学院における法律学の教授又は准教授
	在 職 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
	簡易裁判所判事、検察官、裁判所調査官、裁判所事務官、法務事務官、司法研修所、裁判所職員総合研修所若しくは法務総合研究所の教官、衆議院若しくは参議院の法制局参事又は内閣法制局参事の職に在った者である場合	(〒) 名 称 官職及び所属部署 ----- (〒) 名 称 官職及び所属部署 ----- (〒) 名 称 官職及び所属部署 ----- <input type="checkbox"/> 別紙記載のとおり
	衆議院議員又は参議院議員の職に在った者である場合	議員氏名(戸籍記載の氏名と異なる場合に記載してください) 衆議院議員・参議院議員の別 <input type="checkbox"/> 衆 議 院 議 員 <input type="checkbox"/> 参 議 院 議 員
	選挙区	
	学校教育法による大学で法律学を研究する大学院の置かれているものの法律学を研究する	在職した大学の所在地及び名称、在職した学部、専攻科又は大学院の別及びその名称、教授、准教授の別 (〒) 大学の名称 学部等 <input type="checkbox"/> 教授 <input type="checkbox"/> 准教授

学部、専攻科又は大学院における法律学の教授又は准教授の職に在った者である場合	申請者が在職した大学に置かれた法律学を研究する大学院の所在地及び名称並びにその開設する主たる授業科目	<input type="checkbox"/> 別紙記載のとおり
	申請者が在職した学部、専攻科又は大学院が開設する主たる授業科目	<input type="checkbox"/> 別紙記載のとおり
	申請者の専攻分野・科目	
	在職した学部、専攻科又は大学院における申請者の職務内容(担当した授業科目の名称、内容等)	<input type="checkbox"/> 別紙記載のとおり
	付記事項(申請者の研究業績等)	<input type="checkbox"/> 別紙記載のとおり

以下別紙記載のとおり

上記の在職期間の通算期間 年 月

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

(第5面)

(別紙2)
 自らの法律に関する専門的知識に基づいて法第5条第2号イに規定する事務（企業法務の担当者等として行う事務）のいずれかを処理する職務に従事した場合（職務を提供した事業者ごと、所属部署ごとに項を分けて記載してください。）

1	職務に従事した期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	上記のうち休職等により職務に従事しなかった期間の有無 (有の場合はその期間を記載してください。)	有 ・ 無 (年 月 日 ～ 年 月 日)
	職務を提供した事業者の所在地及び名称並びに申請者の所属部署等及び地位・肩書等	(〒) 名 称 所属部署等 地位・肩書等
	上記所属部署等が所掌する事務	
	上記地位・肩書等にある者が所掌する事務	
	処理した事務の内容	事務の内容 () 期間 (全部・一部 年 月 日 ～ 年 月 日)
		該当条項 法第5条第2号イ <input type="checkbox"/> (1) <input type="checkbox"/> (2) <input type="checkbox"/> (3) <input type="checkbox"/> (4) <input type="checkbox"/> (5)
		事務の内容 () 期間 (全部・一部 年 月 日 ～ 年 月 日)
		該当条項 法第5条第2号イ <input type="checkbox"/> (1) <input type="checkbox"/> (2) <input type="checkbox"/> (3) <input type="checkbox"/> (4) <input type="checkbox"/> (5)
		事務の内容 () 期間 (全部・一部 年 月 日 ～ 年 月 日)
		該当条項 法第5条第2号イ <input type="checkbox"/> (1) <input type="checkbox"/> (2) <input type="checkbox"/> (3) <input type="checkbox"/> (4) <input type="checkbox"/> (5)
	常勤・非常勤の別 (非常勤の場合はその期間及び勤務形態を記載してください。)	常勤・非常勤 期間 (全部・一部 年 月 日 ～ 年 月 日) 勤務形態 ()

(第6面)

	上記職務に従事した期間内に従事した他の職務、その従事期間及び従事の態様	事務の内容 () 期間 (全部・一部 年 月 日 ～ 年 月 日) 従事の態様 (法第5条第2号イに該当する事務との比率等) () 事務の内容 () 期間 (全部・一部 年 月 日 ～ 年 月 日) 従事の態様 (法第5条第2号イに該当する事務との比率等) () <input type="checkbox"/> 別紙記載のとおり
2	職務に従事した期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	上記のうち休職等により職務に従事しなかった期間の有無 (有の場合はその期間を記載してください。)	有 ・ 無 (年 月 日 ～ 年 月 日)
	職務を提供した事業者の所在地及び名称並びに申請者の所属部署等及び地位・肩書等	(〒) 名 称 所属部署等 地位・肩書等
	上記所属部署等が所掌する事務	
	上記地位・肩書等にある者が所掌する事務	
	処理した事務の内容	事務の内容 () 期間 (全部・一部 年 月 日 ～ 年 月 日)
		該当条項 法第5条第2号イ <input type="checkbox"/> (1) <input type="checkbox"/> (2) <input type="checkbox"/> (3) <input type="checkbox"/> (4) <input type="checkbox"/> (5)
		事務の内容 () 期間 (全部・一部 年 月 日 ～ 年 月 日)
		該当条項 法第5条第2号イ <input type="checkbox"/> (1) <input type="checkbox"/> (2) <input type="checkbox"/> (3) <input type="checkbox"/> (4) <input type="checkbox"/> (5)

	事務の内容 () 期間(全部・一部 年 月 日 ~ 年 月 日) <input type="checkbox"/> 別紙記載のとおり	該当条項 法第5条第2号イ <input type="checkbox"/> (1) <input type="checkbox"/> (2) <input type="checkbox"/> (3) <input type="checkbox"/> (4) <input type="checkbox"/> (5)
常勤・非常勤の別 (非常勤の場合はその期間及び勤務形態を記載してください。)	常勤・非常勤 期間(全部・一部 年 月 日 ~ 年 月 日) 勤務形態()	
上記職務に従事した期間内に従事した他の職務、その従事期間及び従事の態様	事務の内容 () 期間(全部・一部 年 月 日 ~ 年 月 日) 従事の態様(法第5条第2号イに該当する事務との比率等) () 事務の内容 () 期間(全部・一部 年 月 日 ~ 年 月 日) 従事の態様(法第5条第2号イに該当する事務との比率等) () <input type="checkbox"/> 別紙記載のとおり	

以下別紙記載のとおり

上記の職務に従事した期間の通算期間 年 月

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

(別紙3)
 自らの法律に関する専門的知識に基づいて法第5条第2号ロに規定する事務(公務員として行う事務)のいずれかを処理する職務に従事した場合(職務を提供した官公署ごと、所属部署ごとに項を分けて記載してください。)

1	職務に従事した期間 年 月 日 ~ 年 月 日	
	上記のうち休職等により職務に従事しなかった期間の有無 (有の場合はその期間を記載してください。)	有・無 (年 月 日 ~ 年 月 日)
	職務を提供した官公署の所在地及び名称並びに申請者の官職及び所属部署	(〒) 名 称 官職及び所属部署
	上記所属部署が所掌する事務	
	上記官職にある者が所掌する事務	
	事務の内容 () 期間(全部・一部 年 月 日 ~ 年 月 日)	該当条項 法第5条第2号ロ <input type="checkbox"/> (1) <input type="checkbox"/> (2) <input type="checkbox"/> (3)
	処理した事務の内容 () 期間(全部・一部 年 月 日 ~ 年 月 日)	該当条項 法第5条第2号ロ <input type="checkbox"/> (1) <input type="checkbox"/> (2) <input type="checkbox"/> (3)
	事務の内容 () 期間(全部・一部 年 月 日 ~ 年 月 日)	該当条項 法第5条第2号ロ <input type="checkbox"/> (1) <input type="checkbox"/> (2) <input type="checkbox"/> (3)
	<input type="checkbox"/> 別紙記載のとおり	
常勤・非常勤の別 (非常勤の場合はその期間及び勤務形態を記載してください。)	常勤・非常勤 期間(全部・一部 年 月 日 ~ 年 月 日) 勤務形態()	
上記職務に従事した期間内に従事した他の職務、その従事期間及び従事の態様	事務の内容 () 期間(全部・一部 年 月 日 ~ 年 月 日) 従事の態様(法第5条第2号ロに該当する事務との比率等) ()	

(第9面)

	事務の内容 () 期間(全部・一部 年 月 日～ 年 月 日) 従事の態様(法第5条第2号ロに該当する事務との比率等) () <input type="checkbox"/> 別紙記載のとおり
2	職務に従事した期間 年 月 日～ 年 月 日
	上記のうち休職等により職務に従事しなかった期間の有無 (有の場合はその期間を記載してください。) 有 ・ 無 (年 月 日～ 年 月 日)
	職務を提供した官公署の所在地及び名称並びに申請者の官職及び所属部署 (〒) 名 称 官職及び所属部署
	上記所属部署が所掌する事務
	上記官職にある者が所掌する事務
	事務の内容 () 該当条項 法第5条第2号ロ <input type="checkbox"/> (1) <input type="checkbox"/> (2) <input type="checkbox"/> (3) 期間(全部・一部 年 月 日～ 年 月 日)
	事務の内容 () 該当条項 法第5条第2号ロ <input type="checkbox"/> (1) <input type="checkbox"/> (2) <input type="checkbox"/> (3) 期間(全部・一部 年 月 日～ 年 月 日)
	事務の内容 () 該当条項 法第5条第2号ロ <input type="checkbox"/> (1) <input type="checkbox"/> (2) <input type="checkbox"/> (3) 期間(全部・一部 年 月 日～ 年 月 日)
	<input type="checkbox"/> 別紙記載のとおり
	常勤・非常勤の別 (非常勤の場合はその期間及び勤務形態を記載してください。) 常勤・非常勤 期間(全部・一部 年 月 日～ 年 月 日) 勤務形態()

(第10面)

	事務の内容 () 期間(全部・一部 年 月 日～ 年 月 日) 従事の態様(法第5条第2号ロに該当する事務との比率等) ()
上記職務に従事した期間内に従事した他の職務、その従事期間及び従事の態様	事務の内容 () 期間(全部・一部 年 月 日～ 年 月 日) 従事の態様(法第5条第2号ロに該当する事務との比率等) () <input type="checkbox"/> 別紙記載のとおり

以下別紙記載のとおり

上記の職務に従事した期間の通算期間 年 月

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

(第11面)

(別紙4)
法第5条第3号に規定する職(検察庁法第18条第3項に規定する考試を経た後に検察官(副検事を除く。)に在った場合
(在職期間が連続しない場合は、在職期間ごとに項を分けて記載してください。))

1	在 職 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
在職した検察庁等の名称及び官職(所属部等も記載してください。)	名 称	
	官 職 (所属部等)	
	名 称	
	官 職 (所属部等)	
		<input type="checkbox"/> 別紙記載のとおり
2	在 職 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
在職した検察庁等の名称及び官職(所属部等も記載してください。)	名 称	
	官 職 (所属部等)	
	名 称	
	官 職 (所属部等)	
		<input type="checkbox"/> 別紙記載のとおり

以下別紙記載のとおり

上記の在職期間の通算期間 年 月

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

(第12面)

(別紙5)
弁護士法の一部を改正する法律附則第3条第3項の規定の適用を受けようとする場合(平成16年4月1日以前に同法による改正前の弁護士法第6条第1項第2号に規定する職(大学教授、准教授の職)に在った者。ただし、弁護士法の一部を改正する法律附則第3条第2項に該当する者を除く。)
(在職期間が連続しない場合は、在職期間ごとに項を分けて記載してください。))

1	在 職 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
在職した大学(学校教育法(昭和22年法律第26号)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学で法学を研究する大学院の置かれているものに限る。)の所在地及び名称、在職した学部、専攻科又は大学院(法学を研究するものに限る。)の別及びその名称、教授、准教授の別	(〒)	
	大学の名称	
	学部等	
	<input type="checkbox"/> 教授 <input type="checkbox"/> 准教授	
申請者が在職した大学に置かれた法学を研究する大学院の所在地及び名称並びにその開設する主たる授業科目	<input type="checkbox"/> 別紙記載のとおり	
申請者が在職した学部、専攻科又は大学院が開設する主たる授業科目	<input type="checkbox"/> 別紙記載のとおり	
申請者の専攻分野・科目		
在職した学部、専攻科又は大学院における申請者の職務内容(担当した授業科目の名称、内容等)	<input type="checkbox"/> 別紙記載のとおり	
付記事項(申請者の研究業績等)	<input type="checkbox"/> 別紙記載のとおり	
2	在 職 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
在職した大学(学校教育法(昭和22年法律第26号)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学で法学を研究する大学院の置かれているものに限る。)の所在地及び名称、在職した学部、専攻科又は大学院(法学を研究するものに限る。)の別及びその名称、教授、准教授の別	(〒)	
	大学の名称	
	学部等	
	<input type="checkbox"/> 教授 <input type="checkbox"/> 准教授	
申請者が在職した大学に置かれた法学を研究する大学院の所在地及び名称並びにその開設する主たる授業科目	<input type="checkbox"/> 別紙記載のとおり	
申請者が在職した学部、専攻科又は大学院が開設する主たる授業科目	<input type="checkbox"/> 別紙記載のとおり	
申請者の専攻分野・科目		

(第13面)

在職した学部、専攻科又は大学院における申請者の職務内容(担当した授業科目の名称、内容等)	<input type="checkbox"/> 別紙記載のとおり
付記事項(申請者の研究業績等)	<input type="checkbox"/> 別紙記載のとおり

以下別紙記載のとおり

上記の在職期間の通算期間 年 月

- 注1 弁護士法の一部を改正する法律附則第3条第3項の規定の適用を受けるためには、平成16年4月1日前に同法による改正前の弁護士法第6条第1項第2号に規定する職に在職していたことが必要であり、平成16年4月1日前に当該職に在った期間及び同日から平成20年3月31日までの間にこれに相当する職に在った期間のみを記載することができる。
- 注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

(第14面)

(別紙6)

弁護士法の一部を改正する法律附則第3条第2項の規定により法第5条から第5条の6までの規定の例による場合(平成16年4月1日前に同法による改正前の弁護士法第6条第1項第2号に規定する職(大学教授、准教授の職)に在り、かつ、同日から平成20年3月31日までの間にその在職期間が通算して5年に達した者)
(在職期間が連続しない場合は、在職期間ごとに項を分けて記載してください。)

1	在 職 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
	在職した大学(学校教育法(昭和22年法律第26号)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学で法律学を研究する大学院の置かれているものに限る。)の所在地及び名称、在職した学部、専攻科又は大学院(法律学を研究するものに限る。)の別及びその名称、教授、准教授の別	(〒) 大学の名称 学部等 <input type="checkbox"/> 教授 <input type="checkbox"/> 准教授
	申請者が在職した大学に置かれた法律学を研究する大学院の所在地及び名称並びにその開設する主たる授業科目	<input type="checkbox"/> 別紙記載のとおり
	申請者が在職した学部、専攻科又は大学院が開設する主たる授業科目	<input type="checkbox"/> 別紙記載のとおり
	申請者の専攻分野・科目	
	在職した学部、専攻科又は大学院における申請者の職務内容(担当した授業科目の名称、内容等)	<input type="checkbox"/> 別紙記載のとおり
	付記事項(申請者の研究業績等)	<input type="checkbox"/> 別紙記載のとおり
2	在 職 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
	在職した大学(学校教育法(昭和22年法律第26号)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学で法律学を研究する大学院の置かれているものに限る。)の所在地及び名称、在職した学部、専攻科又は大学院(法律学を研究するものに限る。)の別及びその名称、教授、准教授の別	(〒) 大学の名称 学部等 <input type="checkbox"/> 教授 <input type="checkbox"/> 准教授
	申請者が在職した大学に置かれた法律学を研究する大学院の所在地及び名称並びにその開設する主たる授業科目	<input type="checkbox"/> 別紙記載のとおり
	申請者が在職した学部、専攻科又は大学院が開設する主たる授業科目	<input type="checkbox"/> 別紙記載のとおり
	申請者の専攻分野・科目	

在職した学部、専攻科又は大学院における申請者の職務内容(担当した授業科目の名称、内容等)	<input type="checkbox"/> 別紙記載のとおり
付記事項(申請者の研究業績等)	<input type="checkbox"/> 別紙記載のとおり

以下別紙記載のとおり

上記の在職期間の通算期間 年 月

注1 弁護士法の一部を改正する法律附則第3条第2項の規定の適用を受けるためには、平成16年4月1日前に同法による改正前の弁護士法第6条第1項第2号に規定する職に在職し、かつ、同日から平成20年3月31日までの間にその在職期間が通算して5年に達したことが必要である。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。